



新型コロナウイルス感染症拡大防止にご協力ください！

感染拡大防止に向けて

市では、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、市立小中学校の休校、イベントの中止や延期、自粛要請などを決定し、対応しています。引き続き、状況に応じてさまざまな対策に努めてまいりますので、市民の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

対策実施予定 1

マスクとマスクインナーを配布

マスクとマスクインナー各5枚を、5月中旬までに市内各世帯へ、郵便局によるポスト投函で配布できるよう準備を進めています。

※マスクインナーとは、マスクの内側に挟んで使う補助材で、手洗いで繰り返し使えます。



対策実施予定 2

酸性電解水を配布

消毒用アルコール不足に対応するため、除菌電解水給水機を10台購入し、除菌効果がある酸性電解水(次亜塩素酸水)を5月中に配布できるよう準備を進めています。

小中学校の休校

子どもたちの安全確保を最優先するため、4月8日(水)から5月6日(水)まで、市立の小・中学校全13校を、休校(臨時休業)にすることとしました。

また、4月8日(水)から5月6日(水)までの公私立教育・保育施設の利用自粛を要請しました。

茨城県立高校の
県内一律休校について要望

生徒の居住地によって対応が大きく異なるため、市では、4月6日に県知事と県教育長に対し県内一律休校の要望書を提出しました。

※なお、4月15日現在、5月6日(水)まで県立学校の休校(臨時休業)が決まっています。

市役所窓口に飛沫感染防止シートを設置

飛沫感染を防ぐため、窓口にビニールシートを設置しました。シート越しの対応となるため、説明の声が聞き取りにくい場合もありますが、ご協力をお願いします。

市内医療機関などへマスクを配布

市内医療機関、学校、福祉施設などにマスクを2月～4月にかけて配布しました。

市内店舗へ営業の自粛要請

国の緊急事態宣言が出ている地域から、市内のパチンコ店舗に来店する方が見受けられるため、市では、4月10日に営業の自粛をお願いしました。

お願い

新型コロナウイルス感染症関連情報は市ホームページに掲載しています。

電話での問い合わせが大変多くなっており、対応が困難になってしまったため、なるべく市ホームページでご確認いただくよう、ご協力をお願いいたします。



※本紙に掲載している内容は、4月15日現在の情報を基に作成しています。今後、新型コロナウイルス感染症の影響により、変更となる場合もありますので、最新の情報は各問合せ先にご確認ください。



利用を制限する市内公共施設

状況により、変更になることがあります。最新の情報は市ホームページをご確認ください。



施設	期間	詳細	問合せ先
中央図書館・公民館図書室	5月10日(日)まで ※4月15日現在の情報です。	全館休館・休室	中央図書館 ☎45-1000
市内公民館(中央・郷州・高野・北守谷・大野) ※中央公民館は4月26日(日)に開館しますが、施設の貸出は休止となります。		全館貸出休止	市役所 生涯学習課
もりや学びの里			
守谷市民交流館(モリヤガール)		市役所 市民協働推進課	
東板戸井集会所			
守谷市国際交流研修センター(ログハウス)		貸出休止	市役所建設課
守谷市民活動支援センター			
市で管理する野球場・テニスコートおよび 大利根運動公園芝生広場		ひろばの開催は休止します。 子育て相談は対応します。	市役所 児童福祉課
地域子育て支援センター			
南守谷児童センター(ミ・ナーデ)		児童受け入れを休止します。 子育て相談等の緊急の相談は 対応します。	市役所 児童福祉課
北守谷児童センター(キ・ターレ)			
守谷駅前親子ふれあいルーム(エ・ガール)		全館貸出休止	保健センター ☎48-6000 文化会館 ☎48-7911
保健センター			
文化会館		全館休館	常総地方広域市町 村圏事務組合 ☎48-3217
常総運動公園			
いこいの郷 常総	貸出休止	市役所 生涯学習課	
小中学校全13校の体育施設 (体育館・グラウンド・格技場・卓球場)			

【市役所・保健センター・文化会館・上下水道事務所】12:00～13:00の窓口業務を、5月6日(水)まで休止します。



中小企業向け支援制度

▶問合せ 市役所経済課 商工・観光G 内線268、269

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業の方に対して、国・県では金融支援を行っています。制度を利用するためには、市が発行する認定証が必要となります。各支援制度について、詳しくは市ホームページをご確認ください。



特別相談窓口

守谷市商工会では、新型コロナウイルス感染症により経営が不安定になっている事業者に対して特別相談窓口を設置しておりますので、お気軽にご相談ください。

▶問合せ 守谷市商工会 ☎48-0339



新型コロナウイルス感染症 電話相談窓口

厚生労働省相談窓口	(フリーダイヤル)	☎ 0120-565-653	(9:00～21:00)
	(ファクス、聴覚障がいのある方など)	☎ 03-3595-2756	
帰国者・接触者相談センター	茨城県庁内	☎ 029-301-3200	(24時間対応)
	竜ヶ崎保健所	☎ 0297-62-2161	(平日9:00～17:00)
生活支援臨時給付金 (仮称・一世帯30万円)	総務省コールセンター	☎ 03-5638-5855	(平日9:00～18:30)

※詳細は総務省ホームページに掲載されています。

茨城県と守谷市からのお願い 不要不急の外出は控えてください

県は、県内にお住まいのすべての方に対し、5月6日(水)まで*の**不要不急の外出自粛**などを要請しました。市民の皆様におかれましても、感染拡大防止のため、ご協力をお願いします。

なお、自粛の要請は「不要不急」の外出です。食料や医薬品の購入など、生活のために必要な外出までを控えていただくものではありません。食料の必要以上の購入などが無いよう、皆様には冷静な行動をお願いいたします。

※4月15日現在の情報のため、変更になる可能性があります。

▶問合先

県保健福祉部 疾病対策課 健康危機管理対策室 ☎029-301-3200 FAX029-301-3239



かんたんマスクの作り方

出典：経済産業省ホームページ



用意するもの

- ・ハンカチ
- ・ヘアゴム2本



ハンカチはある程度大きさがあり、布の網目が細かいものを、ヘアゴムは太く長めのものが向いています。

注意

- ・マスクの表面は使用中にウイルスがついている可能性があるため、必ず手洗いをしましょう。
- ・一日一回は洗うようにしましょう。

1 まずハンカチを広げる



2 ハンカチを半分に折る



3 もう一回半分に折る



4 さらにもう1回折って8分の1の幅にする



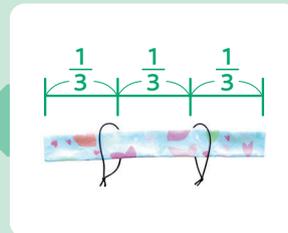
7 端と端がうまく重なり合うように間に入れ込む



6 それぞれヘアゴムが中に入るように折る



5 幅3等分の位置にヘアゴムを左右から通す



8 これで準備は完了!



9 できたマスクを顔につけ



10 マスクの上下を引っ張り、鼻とあごの間隙がなくなるようにする



11 できあがり!



守谷E地区 まちづくり協議会が設立

▶問合先 市役所市民協働推進課 内線131

地域福祉活動計画守谷Eブロック実行委員会は、これまでの活動をより充実させるために、まちづくり協議会を設立しました。守谷E地区まちづくり協議会は、今後、「住み慣れた地域で、安心して住めるようお互いを支え合うことができる地域づくり」を基本理念に掲げ、活動に取り組んでいきます。

▶名称 守谷E地区まちづくり協議会

▶設立日 3月22日 ▶認定日 3月26日

▶協議会の範囲

仲町、山王様前、つくし野、上町、若松町、赤法花、左近、上若、坂町、守谷コモンズ、同地、下町、城山、城内、新町の各自治会・町内会の区域および県営住宅の区域

▶役員

会長	飯島安廣
副会長	小見川良枝、松元敏博
幹事	花澤孝貴、下村英世
会計	中島加代子
監事	浅井仁勇、浅野修

学生のみなさんへ 国民年金の「学生納付特例制度」

国内に住む全ての人は、20歳から国民年金の保険料納付が義務付けられていますが、学生には在学中の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。

本人の所得が一定以下(注1)の学生(注2)が対象です。この制度の利用を希望する方は、20歳になったら申請してください。なお、申請は毎年必要です。

▶申請に必要なもの

- ・在学期間が分かる学生証(両面写しのもの) または在学証明書(原本)
- ・認印
- ・年金手帳または納付書(お持ちの方のみ)
- ・委任状(本人、世帯主以外が代理手続きする場合)
- ・雇用保険被保険者離職票または雇用保険の受給者証(就業して退職後に学生となった方)
- ・本人確認書類(運転免許証、パスポート、在留カードなど)

※個人番号(マイナンバー)による申請の場合は、マイナンバーカードまたは通知書を提示してください。

※申請書は、年金機構ホームページから取得できます。

HP<http://www.nenkin.go.jp/>

▶申請・問合先 ・日本年金機構 土浦年金事務所 〒300-0812 土浦市下高津2-7-29 ☎029-825-1170
・市役所国保年金課 国保・年金G 内線106

2度目以降の手続き 在学予定期間中は、毎年4月に日本年金機構から「国民年金保険料学生納付特例申請書」が郵送されます。引き続き同じ学校に在籍している方は、必要事項を記入して返送することで申請手続きができます。

特例申請書が届かない方や在籍している学校が変わった方は、改めて申請手続きが必要です。

学生納付特例等は納付期限から2年を経過していない期間にさかのぼって申請できます。申請が遅れ、未納の状況になると、万一のときに障害年金などが受けられない場合がありますので、希望する方は、速やかに申請してください。

(注1) 学生納付特例所得基準 (家族の所得は問いません) 118万円+扶養親族等の数×38万円+社会保険料控除等

(注2) 対象となる学生の範囲 大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(就業年限が1年以上で都道府県知事の認可を受けた学校)、一部の海外大学の日本分校に在学する方で夜間・定時制課程や通信課程の方。

※学生以外で納付が難しい方は、若年者納付猶予及び免除の制度があります。学制納付特例制度とは審査基準が違いますので市役所国保年金課までご相談ください。

市内の一部地域でテレビ受信対策工事が実施されます

市内の一部地域において、各携帯電話事業者が「700MHz(メガヘルツ)帯」の電波を利用した基地局を開局します。これに伴い、テレビの映像が乱れたり、映らないなどの影響が出る恐れがあるため、該当する地域で「一般社団法人700MHz利用推進協

会」が、各家庭に設置されているテレビアンテナへの対策工事を実施します。工事にかかる費用は同協会が負担するため、工事作業者が費用を請求することは一切ありません。影響が出る可能性がある地域の家庭には、順次チラシが配布されます。

▶問合先 700MHzテレビ受信障害対策
コールセンター ☎0120-700-012
(9:00～22:00/年中無休)
IP電話からは ☎050-3786-0700(有料)

いち はや く
児童相談所全国共通 3桁ダイヤル ☎ **189** あなたの1本のお電話で救われる子どもがいます。児童虐待かもと思ったらすぐにお電話ください。お住まいの地域の児童相談所につながります。

障がい・難病のある方へ

各種サービスをご利用ください

▶申請・問合せ 市役所社会福祉課 障がい福祉G 内線164・165
※申請方法や必要書類など、詳細はお問い合わせください。

手帳の交付 障がいのある方が、さまざまな福祉サービスを利用するために必要な手帳です。

身体障がい者手帳

けがや病気などにより身体に永続的な障がいを持った方は、指定を受けた医師の診断書をもとに、障がいの種類と程度に応じ、1～6級の身体障がい者手帳の交付を受けることができます。

▶対象 視覚・聴覚障がい、肢体不自由、内部(内臓)障がいなどがある方

療育手帳

知的発達の遅れにより、日常生活に支障があったり、判断能力が不十分な場合、知的障がいの判定を受けて、療育手帳の交付を受けることができます。障がいの程度に応じ、④(最重度)、A(重度)、B(中度)、C(軽度)の区分があります。

▶対象 児童相談所または県福祉相談センターで知的障がいと判定された方

精神障がい者保健福祉手帳

精神疾患を有する方で、精神障がいのため、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある場合には、医師の診断を受けて手帳の交付を受けることができます。障がいの程度に応じ、1～3級の区分があります。

▶対象 初診の日から6カ月以上経過した精神疾患がある方



手当 手当の支給には申請が必要です。申請には医師の診断書が必要なものもあります。

障がい児福祉手当

▶対象

20歳未満の最重度の障がい児(おおむね身体障がい者手帳個別等級1級、療育手帳④)の在宅者で、常時特別の介護を必要とする方

▶手当額 月額 14,880円 ※所得制限あり

特別障がい者手当

▶対象

20歳以上の在宅の最重度の障がい者(おおむね身体障がい者手帳個別等級1級の重複、身体障がい者手帳1級・療育手帳④の重複)で、常時特別の介護を必要とする方

▶手当額 月額 27,350円 ※所得制限あり

在宅障がい児福祉手当

▶対象

精神、知的または身体障がいなどのある在宅の20歳未満の児童を養育している父母またはその養育者(保護者)

▶手当額 月額 4,000円

特別児童扶養手当

▶対象

精神、知的または身体障がいなどのある20歳未満の児童を家庭で養育している保護者の方

▶手当額 1級 月額 52,500円
2級 月額 34,970円
※所得制限あり

難病患者福祉手当

▶対象

県から次のいずれかの交付を受けている方
・指定難病特定医療費受給者証
・小児慢性特定疾病医療受給者証
・先天性血液凝固因子障がい医療受給者証

▶手当額 年額 20,000円
※市内に6カ月以上お住まいの方



医療費制度

申請には医師の診断書が必要です。

- ▶ **自己負担** 原則として医療費の1割が自己負担となりますが、所得に応じて上限が決められており、負担が重くなりすぎないようにしています。

自立支援医療(精神通院医療)

精神疾患を有し、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にある方に対し、通院医療に係る費用を公費で負担する制度です。

自立支援医療(更生医療)

障がいの程度を軽くしたり、残された機能の回復を目的とした手術などを受ける場合、必要な医療費を公費で負担します。

自立支援医療(育成医療)

身体に障がいのある児童に対し、早い時期に治療を受けて、将来、生活していくために必要な能力と機能を持たせるため、必要な医療費を公費で負担します。



日常生活の援助・給付

補装具費の支給

車いす、装具、義足、補聴器などの費用を一部給付します。

▶対象

- ・身体障がい者手帳所持者
- ・指定難病特定医療費受給者証の交付を受けている方または難病に罹患したという診断を受けた方

▶自己負担

原則、費用の1割(市民税の課税状況に応じて変更あり)

日常生活用具の給付

特殊寝台、入浴補助用具、歩行支援用具などを給付します。

▶対象

- ・身体障がい者手帳所持者
- ・療育手帳所持者
- ・精神障がい者保健福祉手帳所持者
- ・指定難病特定医療費受給者証所持者または難病に罹患したという診断を受けた方
- ・小児慢性特定疾病医療受給者証所持者

▶自己負担

原則、費用の1割(基準額を超過した分の費用は自己負担)

有料道路通行料金の割引

有料道路を利用するとき、通行料金が割引されます(営業用車両を除く)。

▶対象

- ・身体障がい者が自ら自動車を運転する場合
- ・第1種身体障がい者手帳または第1種療育手帳所持者が乗車し、その移動のために介護者が自動車を運転する場合

▶自己負担 通常料金の半額

タクシー料金の助成(福祉タクシー券)

通院や機能回復訓練などでタクシーを利用する場合、初乗り運賃を助成します。

▶対象

- ・身体障がい者手帳1・2級の方
- ・療育手帳(A)・Aの方
- ・精神障がい者保健福祉手帳1級の方

- ・指定難病特定医療費受給者証を受けている方

- ・70歳以上の高齢者のみの世帯で同敷地内または同一建物内に親族その他の者と同居せず、かつ世帯全員が市民税非課税の方

※自動車税・軽自動車税の減免を受けている方を除く

▶助成額

初乗り運賃を助成、年間24枚(慢性透析療法を実施している方は年間48枚)

NHK受信料減免

▶対象

〈全額免除〉「身体障がい手帳」、「療育手帳」、「精神障がい者保健福祉手帳」のいずれかを所持している方がいる世帯で、世帯全員が市民税非課税の場合

〈半額免除〉下記該当者が世帯主の場合

- ・視覚・聴覚障がい者
- ・身体障がい者手帳1・2級の方
- ・療育手帳(A)・Aの方
- ・精神障がい者保健福祉手帳1級の方

障がい福祉サービス

居宅介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、就労移行支援などの福祉サービスを支給します。

▶対象

身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)のある方、難病患者などで一定の障がいのある方

▶自己負担

原則、費用の1割(市民税の課税状況に応じて変更あり)

障がい児通所支援

児童発達支援、放課後デイサービスなどの福祉サービスを支給します。

▶対象

身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)のある方、難病患者などで一定の障がいのある方で通所による療育などの支援が必要な18歳未満の方

▶自己負担

原則、費用の1割(市民税の課税状況に応じて変更あり)

情報ひろば

工事



道路改良工事

交通規制など、ご迷惑をお掛けしますが、ご協力をお願いします。

名称 令和元年度道路改良第7号工事
場所 赤法花地内
工期 7月31日(金)まで
時間 午前9時～午後5時(昼間)
業者 酒石建設工業株式会社
問合せ 市役所建設課 道路建設G
 内線2555～2557



その他



認知症の方の家族のつらい

病気だと分かっているにもかかわらず、認知症の方に対してイライラしてしまうことはありませんか。

一番身近な家族だからこそその悩みや介護疲れは、決してあなただけのことではありません。つどいであなたの思いや経緯を話したり、聴いてみたりしませんか。**中止**
日時 5月20日(水)午後2時～3時30分
場所 市役所 小会議室2
対象 市内在住の認知症の方の家族、介護者、介護の悩みを抱えている方
問合せ 市役所健康長寿課 長寿支援G
 内線173

赤十字加入運動実施時期の延期

市では、例年5月の赤十字加入運動月間に、町内会・自治会をとおして活動資金の協力をお願いしていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施時期を延期とさせていただきます。なお、実施時期については、改めてお知らせします。また、昨年度のご協力額は次のとおりです。活動資金は日本赤十字社が実施する災害救護や国際援

助などに活用されます。皆さまの温かいご協力、ありがとうございます。
 「一般社資・寄付金など」
 397万9934円

「法人社資」
 47万1000円

「合計」
 445万934円

問合せ 市役所社会福祉課 社会福祉G
 内線162

水道水圧力の一時低下

災害時などの停電に備えて設置している守谷配水場の、非常用発電設備の点検を実施します。

点検時の電源切替に要する数秒間、水道水の圧力が一時的に低下し、水の出が悪くなる場合がありますが、故障によるものではありません。ご迷惑をお掛けしますが、ご理解をお願いします。
日時 5月22日(金)午後1時30分～3時30分
問合せ 上下水道事務所 事業G
 ☎48・1842

大切な人を亡くした方の集い(グリーンフケア)

大切な家族を亡くした方が、心の痛みや苦しみを分かち合う集いです。
日時 5月11日(月)午後1時30分～3時30分
定員 20人
料 金無料
主 催NPO法人とうかつ生と死を考える会
場所・申 問保健センター
 ☎48・6000

中止 狂犬病予防集合注射

広報もりや4月10日号に掲載した「狂犬病予防集合注射」(5月13日～16日)は、中止となりました。ご不便をおかけしますが、狂犬病予防法に基づき、動物病院で予防注射を接種していただくようお願いします。

▶ **問合せ** 市役所生活環境課 環境・廃棄物G 内線144



今後、新型コロナウイルス感染症の影響により、行事などが中止・延期となる場合もありますので、事前に開催の有無を各問合せ先にご確認ください。

市営薬師台住宅

▼募集戸数 1戸

▼募集住宅 202号棟203号室(2階)

▼規格 3DK(和室6畳×2間+洋室4畳半+DK)

▼所在地 薬師台4-2-3

▼家賃(月額) 収入および扶養親族数などにより決定

▼応募資格 次の①～⑥の条件を全て満たしている方

①住宅困窮者であること

(公営住宅に居住している方は不可)

②市内に住所または勤務場所があること

③同居または同居しようとする親族がいること(満60歳以上の方など、単身でも申込可能な場合もあり)

④県税および市税、市に納めるべき使用料などを滞納していないこと

⑤市条例で定める収入基準に該当すること

⑥暴力団員でないこと

※収入基準など、詳しくはお問い合わせください。

▼申込書配布・受付期間

5月7日(木)～20日(水) 午前8時30分～午後5時15分

※土・日曜日、祝日を除く

▼申込方法 市役所建設課で申込書一式を受け取り、必要書類を添付の上、茨城県住宅管理センターへ郵送で申し込む

▼入居者の決定方法 申込者の生活および住宅困窮度を採点し、得点上位者を入居予定者とする

▼その他 必要書類の中には、取得までに日数を要するものもありますので、余裕を持って申し込んでください。

なお、書類は返却しません。

▼申込・問合せ先

・茨城県住宅管理センター ☎029・853・1370

・市役所建設課 管理G 内線252～254

※被災者の受け入れなどにより、募集戸数が増減になる場合がありますのでご了承ください。

▼申込・問合せ先

・茨城県住宅管理センター ☎029・853・1370

・市役所建設課 管理G 内線252～254

※被災者の受け入れなどにより、募集戸数が増減になる場合がありますのでご了承ください。

※被災者の受け入れなどにより、募集戸数が増減になる場合がありますのでご了承ください。

がん検診と特定健診を半日で!

ミニドック健康診査

ミニドック健康診査は、健康診査と、各がん検診を全て受診することが基本です。

- ▶対象者 市内在住の40～74歳で次のいずれかに該当する方
(ただし、今年度国民健康保険が助成する人間ドック・脳ドックへの申込者・申込予定者は除く)
- ・国民健康保険加入者
 - ・65～74歳の後期高齢者医療保険加入者
 - ・国民健康保険以外の健康保険加入者で、ご加入の健康保険組合などから発行される「特定健康診査受診券」をお持ちの方(詳しくはご加入の健康保険組合などにご確認ください。受診日に特定健康診査受診券が必要です)
- ▶日程 6月21日(日)～25日(木) ※感染症の状況により、変更・中止の可能性があります。
- ▶受付時間 ①7:00～7:30 ②7:30～8:00 ③8:00～8:30 ④8:30～9:00
- ▶申込期間 5月18日(月)～22日(金) 8:30～17:00
- ▶申込方法 電話または窓口で申し込む ※受付時間の希望は先着順
- ▶会場・申込・問合せ先 保健センター ☎48-6000



中止

内 容	個人負担金(受診日に支払)
身体計測、問診、血圧測定、尿検査、血液検査、眼底検査、心電図	市の国民健康保険または65～74歳の後期高齢者医療保険加入者は無料。その他の方は加入している健康保険組合などにご確認ください。
肺がん検診(胸部レントゲン) ※65歳以上は結核検診を含む	無料
胃がん検診(バリウム検査)	1,130円
大腸がん検診(便潜血検査)	410円
子宮頸がん検診(頸部細胞診)	820円
肝炎ウイルス検診 ※40～74歳の方で過去に受診していない方	820円
前立腺がん検診(PSA検査) ※50歳以上の男性で希望者のみ	1,330円

【お詫びと訂正】 広報もりや4月10日号の記事の一部に誤りがありました。正しくは次のとおりです。お詫びして訂正します。
(5ページ 一般会計の歳入・歳出の内訳 国庫支出金(17億1,331万円の増)の内容)
(誤)ふるさとづくり寄附金の返礼品や返礼率などを見直したことによるもの
→(正)民間保育所整備、都市計画道路整備、幼児教育・保育無償化などによるもの

「民法の一部を改正する法律」が4月1日から施行され、保証について新しいルールが導入されました。

〈事例1〉新生活のため、子どもがアパートを賃借する際に、その賃料などを大家との間で親がまとめて保証した。しかし、いつの間にか子どもは住んでおらず、家賃を滞納していた。

〈事例2〉友人から頼まれて、金融機関からの借り入れの連帯保証人になった。その後商売がうまくいかず友人の会社は倒産してしまった。借金が残ったが、友人には不動産などの個人資産があるのに、自分に金融機関から督促状が届いた。

アドバイス

事例1の場合に保証人となる際は、保証した金額の総額が不明なため、今までは想定外の請求を受けることがありましたが、今回の民法改正により、上限額(極度額)の定めがない個人の根保証契約(注1)は無効となりました。この上限額は「〇〇円」などと明確に定めなければなりません。保証人は、上限額の範囲で支払いの責任を負うことになるので注意しましょう。

事例2の場合は、連帯保証人の責任は通常の保証人より重く、債権者は借りた人に返済能力がある場合でも、連帯保証人に支払い請求ができます。事業用借入については保証の意思確認がされていないと、個人の保証人は責任を負いません。根保証契約でないかどうかチェックが必要です。

(注1) ・保証契約…主債務者が返済や支払いをしないときに、その主債務者に代わって、返済や支払いをする契約。
・根保証契約…保証人になる時点で、将来にわたって生じる債務を全て保証することを指す契約。

トラブルにあったら…

市消費生活センター ☎45-2327

(市役所2階経済課内)

月～金曜日9:00～12:00、13:00～16:00

土・日曜日、祝日、年末年始を除く

※5月6日(水)まで電話相談のみ受付

消費者ホットライン ☎188(全国共通)

土・日曜日、祝日の10:00～16:00は

国民生活センターにご案内します(年末年始を除く)

消防署長から感謝状贈呈

令和元年12月21日に守谷市鈴塚地内で発生した建物火災において、市内在住の塩谷佐代美さんは、積極的に初期消火にあたって、延焼を阻止し、被害を最小限に留めました。常総広域消防本部は、塩谷さんの勇気ある消火活動に対し、3月24日、感謝状を贈呈しました。



左から守谷消防署香山署長、塩谷さん、同署南守谷出張所日下所長

▶問合先 市役所交通防災課 交通・防災G 内線139、149

家庭でのマスクなどの捨て方について

感染症の疑いのある方などが家庭にいる場合、鼻水や唾液が付着したマスクやティッシュなどのごみを捨てる際には、次の点に注意してください。家族はもちろん、皆さんが出したごみを扱う廃棄物処理業者の方のためにも、ご協力をお願いします。

- ① **可燃ごみに捨てる** 材質に関わらず、可燃ごみとして捨てる。
- ② **ごみに直接触れない** 鼻水や唾液に触れないように捨てる。
- ③ **ごみ袋はしっかり封をする** ごみに触れないように、袋一杯になる前に、早めに袋をしぼって封をする。
- ④ **ごみを捨てた後は手を洗う** ごみを捨てた後は、石鹸で手をよく洗う。

▶問合先 市役所生活環境課
環境・廃棄物G 内線142

5

毎週日曜日は総合窓口課で窓口業務を一部実施しています
[受付時間] 8:30~12:00・13:00~17:15

1 金	図書館休館(5月10日まで)
2 土	
3 日	憲法記念日
4 月	みどりの日
5 火	こどもの日
6 水	振替休日
7 木	
8 金	人権相談(13:00~ 市役所)
9 土	
10 日	
11 月	
12 火	
13 水	公民館休館
14 木	
15 金	
16 土	
17 日	
18 月	
19 火	
20 水	
21 木	
22 金	
23 土	
24 日	
25 月	
26 火	図書館休館(6月1日まで)
27 水	
28 木	
29 金	
30 土	
31 日	

もりんフォト

Morinphoto



1 菜の花の道
場所 野木崎
名前 おーちゃん

2 青空に白
場所 市役所
名前 ピノコ

3 花手水
場所 板戸井
名前 花龍

4 うぐいすくん
場所 松ヶ丘
名前 もりたろう

5 春、満開
場所 守谷城址公園
名前 jackie

掲載写真募集中

あなたが見つけたとっておきの守谷の写真を、スマートフォンなどを使って投稿してください。

次回は5月25日号に掲載!

詳細はこちら

各種相談

	日時	場所など	申込・問合せ
5月	法律相談 21日 13:00~16:00	市役所	14日9:00から要予約 ☎45-1249 ※同一年度内の相談は お一人様1回まで
	行政相談 11日 13:00~16:00		市民協働推進課 内線136
	若者就労支援相談 23日 13:00~16:00	中央公民館	要予約 いばらき県南若者サポステ ☎029-893-3380
	教育相談 不登校相談 月~金曜日 9:00~16:30 ※祝日・年末年始除く	総合教育支援センター (もりや学びの里内)	☎0120-78-3018 ※固定電話のみ通話可能 ☎46-2341
	家庭児童相談 月~金曜日 8:30~17:00 ※祝日・年末年始除く	家庭児童相談室 (市民交流プラザ内)	☎45-2314
5月	心配ごと相談 14:00~16:00 ・ぶくし 18日 ・年金・労務 11日	いきいきプラザ・ げんき館 (社会福祉協議会)	相談日前週の金曜日までに 要予約 ☎45-0088
	電話相談 金曜日 10:00~15:00		☎48-5555
6月	こころの健康相談 4日 13:30~15:30	保健センター	1週間前までに要予約 ☎48-6000



環境にやさしい植物油インキを使用しています。
再生紙を使用しています。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。